

国の主要な環境関連税制の現状について

1 地球温暖化防止・大気環境保全のための自動車環境対策の推進

(1) 低公害車・低燃費車の導入促進 自動車税のグリーン化

対象	内容
ディーゼル車：11年超 ガソリン車：13年超 (低公害車及び一般乗合バス除く)	} 概ね10%の重課
・低公害車 (燃料電池自動車を含む) ・かつ低燃費(注) (LPG車を含む)	} 概ね50%の軽課 (取得の翌年度より1年間)

自動車取得税の軽減

対象	内容
・低公害車(燃料電池自動車を含む)	2.7%軽減
・低公害車(ハイブリッド乗用車)	2.2%軽減
・超低PM排出ディーゼル認定車	1.5%軽減
・かつ低燃費(注)	30万円を課税標準から控除
・NOx・PM法基準適合車への買換	2.3%軽減(平成15年度取得の場合。軽減率は段階的に引き下げ)
・最新規制適合車の早期導入	規制開始前1%軽減

特別償却または税額控除(法人税・所得税)

- ・低公害車について、初年度30%特別償却又は7%税額控除

(注) : 排出ガス値が最新規制値に比べ75%低い自動車。
低燃費：改正省エネ法に基づく2010年新燃費基準達成車。

(2) 低公害車のための燃料供給設備の導入促進

法人税・所得税：初年度30%特別償却又は7%税額控除

固定資産税：当初3年間、課税標準を2/3

特別土地保有税：非課税

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 設備に係る措置

主な対象設備	主な措置の内容
<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理用設備 (高温焼却装置、ばい煙処理装置、 P C B 汚染物等処理用装置等)・リサイクル関連設備 (自動車、ペットボトル、建設廃 棄物、食品、古紙等)	特別償却(法人税・所得税) 固定資産税の課税標準の特例

(2) 施設に係る措置

固定資産税の課税標準の特例

特別土地保有税の非課税

事業所税の非課税及び課税標準の特例措置

(3) 最終処分場の適正な管理等に係る措置(法人税・所得税)

最終処分場特定災害防止準備金(損金算入等)

維持管理積立金(損金算入等)

その他基金に対する負担金の損金算入

- ・産業廃棄物適正処理センターに係る原状回復基金
- ・環境事業団に係るP C B処理基金等

3 公害防止等の推進

(1) 公害防止用設備等関連の措置

主な対象設備	主な措置の内容
<ul style="list-style-type: none">・汚水処理用設備・ばい煙処理施設・窒素酸化物抑制設備・一般粉じん処理施設・指定物質の排出又は飛散の抑制 に資する施設・ダイオキシン類排出削減設備・騒音防止用設備・脱臭用設備等	特別償却(法人税・所得税) 固定資産税の課税標準の特例 特別土地保有税の非課税 事業所税の課税標準の特例等

(2) その他の設備等に係る措置

フロン破壊設備、脱フロン対応型設備等(特別償却等)

認定緑化施設(屋上緑化等)(固定資産税の課税標準の特例措置)

(3) その他

土壤汚染対策法に基づく指定支援法人に係る基金に対する負担金の損金算入

4 自然環境保全の推進

(1) 国立・国定公園特別地域における措置

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域
・相続税	8割控除	7割控除	3 - 5割控除
・固定資産税	非課税	非課税(一部)	減免
・特別土地保有税	非課税	非課税	課税

この他、特別地域における土地が国・地方公共団体等により買取られる場合の譲渡所得の特別控除、特別地域における地価税の非課税等が措置されている。

また、自然公園法に基づく風景地保護協定を締結した自然風景地について、特別土地保有税が非課税とされ、相続税負担の軽減がなされている。

(2) 自然環境の保全等の業務を行う公益法人に係る措置(後掲)

5 市民の環境保全活動の促進

(1) NPO一般

認定NPO法人に対する寄付金の損金算入等(法人税・所得税)
認定NPO法人に対して贈与した相続財産に係る特例(相続税)

(2) 地球環境基金(環境保全活動を行う内外のNGOに対する助成基金)

地球環境基金への寄付、相続財産の贈与について、(1)と同様の措置

(3) 自然環境の保全等の業務を行う公益法人

自然環境の保全等の業務を行う公益法人への寄付、相続財産の贈与について、
(1)と同様の措置

6 企業の研究開発の促進

試験研究費の総額に係る税額控除

増加試験研究費の税額控除後掲)との選択制。

- ・対象 : 全法人
- ・税額控除率 : 8%(今後3年間の時限措置として一律2%上乗せして10%)
試験研究費の売上高に占める割合が高い法人(中小企業を除く)に対して、さらに0%~2%上乗せ。
ただし、中小企業については、12%(今後3年間の時限措置として一律3%上乗せして15%)
- ・税額控除の限度額 : 法人税額の20%相当額

産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除

- ・税額控除率 : 12%(今後3年間の時限措置として一律3%上乗せして15%)
- ・税額控除の限度額 : の税額控除額と合計して法人税額の20%相当額

増加試験研究費の税額控除

- ・当該年度の試験研究費の額が、過去5年のうち上位3年の平均額よりも増加した場合、増加額の15%相当額を税額控除する(ただし、当該年度の試験研究費が前年度及び前々年度の試験研究費以上であることが条件)。
- ・控除限度額は、法人税の12%。ただし、特別試験研究費(特定環境技術開発及び共同試験研究)を行っている場合には、法人税の12%に当該特別試験研究費の額の15%を加えた額とする(ただし、この場合でも法人税の14%が限度)。

特定環境技術開発……省エネ・リサイクル支援法に基づき、指定された技術(省エネ、フロン対策、リサイクル技術等)の開発で事業計画の承認を受けたもの。

開発研究用設備を取得した場合の特別償却

- ・特別償却率の割合 : 初年度50%
- ・適用期限 : H15.1.1~H18.3.31

主要な環境関連低利融資（政策金融）の現状について

1 地球環境対策・公害防止

対象事業	金利	融資比率
1) オゾン層保護対策等 オゾン層保護対策設備導入促進 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質の排出の抑制及び仕様の合理化に資する事業 HFC等地球温暖化対策促進 HFC、PFC、SF6の排出抑制対策に資する事業	政策金利	40%
2) 省エネルギー対策		
産業部門省エネルギー推進事業 以下の事業で年間原油換算100kl以上に相当するエネルギーの節減が可能になるもの 廃熱等の未利用エネルギーを回収するための付加設備又はエネルギーの使用効率を改善するための設備の設置を行う事業で、エネルギー使用率が20%以上のもの	政策金利	50%
建築物省エネルギー推進事業 省エネ性能の向上に資する改修事業	政策金利	
民生部門省エネルギー推進事業 省エネ法に基づく特定機器の判断基準を満たす機械器具等の製造設備の設置又は改善を行う事業、及び特定機器の判断基準を早期に満たすための取組として相当と認められる事業	政策金利	
コ・ジェネレーションシステム整備 一時エネルギー利用効率が60%以上で、出力50kw以上のもの	政策金利	

対象事業	金利	融資比率
電力負荷平準化事業 電力負荷平準化に資する以下の設備 ア．蓄熱式空調・給湯設備 イ．蓄熱式床暖房装置 ウ．その他電力負荷平準化に資する設備 エ．都市ガス冷房設備	政策金利	40%
3) 新エネルギー・自然エネルギー開発	政策金利	40%
出力1千kw以上の水力発電所整備事業	政策金利	
風力発電施設整備事業 太陽光発電施設整備事業 燃料電池整備事業 地熱開発 バイオマスエネルギー施設整備事業 雪表熱利用施設整備事業	政策金利	
4) 公害防止事業		40%
大気汚染防止施設整備 汚水処理施設整備 騒音防止施設整備 悪臭防止施設整備 振動防止施設整備 市街地土壌汚染・地下水汚染防止事業 海洋汚染防止施設整備 環境負荷低減に資する自動車の普及促進	政策金利	
ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に 規定するダイオキシン類の排出削減等に係る施 設整備	政策金利	
5) エコビル整備事業	政策金利	40%
6) 京都メカニズム活用事業促進 CDM/JI事業の実施に必要な資金の出資等を行 う事業		

2 . 環境配慮型企業活動支援

対象事業	金利	融資比率
<p>1) 国際マネジメントシステム構築推進 ISO14001 の第3者認証を取得した事業者（取得が見込まれる事業者も含む）が実施するものであって、上記認証を取得する上で事業者が掲げている環境目的または、環境目標を達成するために必要と認められる環境対策設備投資</p>	政策金利	40%
<p>2) 化学物質総合管理促進 国の指針に基づき、化学物質の管理体制を整備した事業所が実施するものであって、当該化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要と認められる事業</p>		
<p>3) 環境保全型製品普及促進 エコマーク認定製品の製造に必要な設備投資又は当該製品の取得で設備投資と認められるもの</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等の製造に必要な設備投資又は当該特定調達物品等の取得で設備投資と認められるもの。</p>		

3 . 循環型社会形成推進

対象事業	金利	融資比率
<p>1) リデュース・リユース・リサイクル事業</p> <p>リデュース事業 廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、資源効率を高めるための施設整備</p> <p>リユース事業 使用済み製品等を再利用するために、当該使用済み製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備</p> <p>リサイクル事業 使用済み製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備</p>	政策金利	40%
<p>2) リユース・リサイクル品普及促進事業</p> <p>法令等において、その普及促進の必要性が定められているリユース・リサイクル品を利用する設備投資</p>	政策金利	
<p>3) ストック・ライフサイクルマネジメント事業</p> <p>ライフサイクル配慮型の生産促進事業 長寿命化、用途の柔軟化等の設計に係る技術を活用した製品の製造に必要な整備</p> <p>ライフサイクル配慮型のメンテナンス事業 既存建築物の耐震改修工事、既存製品の機能高度化・用途転換工事等、経済的寿命の大幅な延長に資する事業に必要な資金</p> <p>既存ストックのマッチング・プラットフォーム支援事業 既存のストック（建築物・製品）の有効活用を促進するため、当該ストックに係る利用のニーズの発掘を行うデータベースの構築等に必要な資金</p>	政策金利	50%
<p>4) 適正な廃棄物処理を行うための施設整備</p>		

4 . 新技術開発

対象事業	金利	融資比率
1) 基礎・応用研究に必要な施設整備事業	政策金利	50%
2) 新技術の企業化開発事業		
3) 新技術の企業化事業		
4) 成長分野における試験研究・技術開発事業	政策金利	

主要な環境関連補助金（環境省所管）の現状について

（ただし、地方公共団体等公的な機関への補助は除く。）

1．一般会計補助金

（1）廃棄物再生利用施設整備補助金

民間事業者が行う地域社会における「ごみゼロ型」社会の形成に資するリサイクル施設のうち、技術的に先進性・先駆性を有する施設整備に対する一部補助。

（2）廃棄物処理等科学研究費補助金

廃棄物の処理等に関する研究に必要な経費に対する補助。

（3）排水処理施設等整備費補助

生活廃水処理施設等の整備に対する一部補助

（4）環境技術開発等推進費（競争的資金）

緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、民間企業等において実施される当該分野に係る研究・開発を支援する全額補助

（5）地球環境研究総合推進費（競争的資金）

地球環境問題への解決に資するような地球環境研究を推進するため公募により研究テーマを募り、選定されたテーマの研究を実施する研究に対する全額補助

2．石油特別会計補助金

（1）二酸化炭素排出抑制対策事業等費補助金

エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制するために実施する事業に対する補助

- ・再生可能燃料利用促進補助事業
- ・CDM/JI、排出取引の実施に係る支援事業
- ・廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業